

アムールの風

正統右翼の論理

第5回 田中健之
(黒龍會会長)

第一章

すべては国民を守るために

アメリカの追隨勢力という悲しみ

「不平等」なる日米地位協定

戦後、日本を軍事占領したアメリカは、東西冷戦の中で、日本はアメリカによる反共の最前線だとして、引き続き軍事占領をすることに決定しました。

アジアの情勢は、ソ連をはじめ中共政権、北朝鮮、ベトナムなど、共産主義国家が林立し、アメリカの敵対国家による勢力に支配されていました。

昭和二十六(一九五二)年九月八日に調印したサンフランシスコ講和条約は、翌年四月二十八日に発効、日本の

ただし内乱対応への言及のみはありません。

アメリカは日本が再起、独立できないように、日本の非武装化を合法的に推進するために、占領基本法である『日本国憲法』の第九条において、「戦争放棄」、「戦力不保持」「交戦権否認」の三つを規定しました。

アメリカは非武装化した日本を、ソ連や中共、北朝鮮から守るという口実に基づいて、日米安保条約が、サンフランシスコ講和条約を調印した同日に締結しました。

後にこの日米安保条約は改訂され、昭和三十五(一九六〇)年六月に発効しました。

「新安保条約」と言われるものです。

これには、「防衛義務の明言」や「内乱条項の削除」などが新たに規定されました。

新しく結ばれた「日米安保条約」の第六条には、「日本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(改正を含む)

主権は回復をしました。

サンフランシスコ講和条約には、「全ての占領軍は、講和成立により速やかに撤退する」と明記されていますが、例外として、「二国間協定により引き続き駐留を容認される国も存在出来る」と定めた条約第六条a項(但し書きの規定を基に、日米安全保障条約(日米安保条約)が結ばれました。

これによって、アメリカ政府は、「望む数の兵力を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利を確保」することができようになりました。

これは、日米安保条約の生みの親である、ジョン・フォスター・ダレスの言葉です。

この条約には期限は無く、駐留以外に援助可能性には触れていますが、防衛義務は明言されていませんでした。

むに代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される」とあります。

この条文に基づいて締結されたのが、日米地位協定です。日米地位協定は、日米行政協定を改正し、正式な条約として締結しました。

全部で二十八条から成る日米地位協定は、旧日米安保条約の下で締結されていた日米行政協定が、占領期の米軍の特権を温存した取り決めとして、当時の世論から強い批判があったことから、日米行政協定の全面改定という形で成立しました。

つまり日米地位協定によって、日本に駐留する米軍の地位についての取り決めを行ったのです。

米軍が日本に駐留する時に問題となるのが、日本の法律を如何に適用させるのかということです。在日米軍側からすると、日本の法律に縛られて、行動制約をされたくはありません。

しかし、米軍を駐留させる日本側からすれば、日本の領土内にいる以上は、日本の法律を守らせなくてはなりません。

在日米軍に、どこまで日本の法律の例外を認めるかを定めたのが、日米地位協定です。

日米地位協定とは、在日米軍の軍人と軍属とが、日本における法的な特権と恩恵を得るために定めた条約的なものです。

日米地位協定では、在日米軍の、

- (一) 基地の使用。
 - (二) 訓練や行動範囲。
 - (三) 経費の負担。
 - (四) 身体の保護。
 - (五) 税制・通関上の優遇措置。
 - (六) 生活に関する特権。
- の保証をしています。
- ところで、この日米地位協定は、不平等な内容によって占められております。

第三条には、

「合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」

と定められており、排他的な使用权を認めています。

日本の主権は事実上及びません。

つまり、日米地位協定は、米軍が基地を自由勝手に使い、米軍基地内における治外法権を認めているのです。

また、基地の外においても、民間の空港や港湾、道路を自由に使用する口実になっている規定を第五条によって定められており、空港や港、高速道路の使用料は無料です。

第十二条三項の、

「合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

- (a) 物品税
- (b) 通行税
- (c) 揮発油税
- (d) 電気ガス税」

在日米軍が公用で調達する物品は、税金が免除されるというものです。これは経済的特権を付与した不平等条約です。

第二十四条における米軍基地の費用に関する記述には、

「1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2 に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設

及び区域並びに路線権(飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む)をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される」

と定められており、日本が払うことを決められている経費以外は、アメリカが負担することが定められています。

しかし、防衛費の中から通称「思いやり予算」という「在日米軍駐留経費負担」が支払われていて、これが基地職員の労務費や基地内の光熱費に充てられている現状があり、条文の内容が守られていないのではと問題視されています。

―入国管理局の規制を受けない米兵、軍属、家族―

また第九条には次のように記されています。

「1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。」

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本

国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。(以下略)」

この条文は、「米国軍人は、日本へは何の制約も受けずに勝手に出入りすることができる」ということを意味しています。

米軍機やチャーター機で、日本国内の米軍基地に降り立った米兵をはじめ軍属・それらの家族は、出入国管理の搭乗手続きを必要としていません。

そのため、日本国内で犯罪を行った米軍将兵や、軍を掌握するアメリカ高位高官が、軍用機で出入国しても、それが日本側に告知されない限り、日本政府はその事実を知ることができないのです。

平成二十九(二〇一七)年、大統領専用機でドナルド・トランプ大統領が、日本に出入りしていますが、これも法的には、アメリカからの出国や日本への入国を行っていません。

このように正規の出入国管理の手続きを踏まずに入国した米兵や軍属、そしてその家族たちは、そのまま日本に滞在しています。

彼らが基地の外へと出入りすることは自由自在にでき

ます。彼らは何ら制約を受けることなく、日本国内を奔放に歩き回っているのです。

令和二(二〇二〇)年三月十三日～五月十二日の二ヶ月間に、米本土やハワイ、グアムなどから、日本の三沢(青森)、岩国(山口)、嘉手納(沖縄)などの各基地に、計八十六回の米軍チャーター機が飛来しているのです。

これによって、いったい何人の米兵が日本へ入ってきたのか、その数は公表されていません。

新型コロナウイルスが、世界最悪の蔓延国であるアメリカに対して、日本は一応、入国拒否国に指定されています。しかし、実際にはアメリカから検疫もなしで、どんだん人が入ってきているというのが実情なのです。

——第一次裁判権を持つ米軍——

また日米地位協定の第十七条には次のように記されています。

「(前略)3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次

権利を有する。(中略)

(ii) 公務執行中の作為、又は不作為から生ずる罪(中略)

5(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にある時は、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする」

在日米軍に対する裁判権は、日本とアメリカの双方が有しています。

ところが、両者の裁判権が競合する場合においては、「アメリカの財産、安全のみに関わる事件や、在日米軍の内部で完結している犯罪」と「在日米軍の公務執行中に生じた、作為、不作為を問わない事件、犯罪」については、アメリカが第一次裁判権を持つことが規定されています。さらに日本が裁判権を行使する場合でも、容疑者の身柄を在日米軍が確保している場合には、引き続き拘禁措置を在日米軍が行うことなども定められています。

つまり、公務中の在日米軍が起こした事件については、日本が裁判権を有していないため、日本の警察が介入することができないのです。

平成十七(二〇〇五)年、東京都八王子市においてワゴ

ン車が、小学生三人を撥ね、そのまま逃走する事件が発生しました。

轢き逃げから一時間後、警視庁が容疑者を逮捕したところ、ワゴン車を運転していたのは、厚木基地に勤務している米兵であったため、「日米地位協定」第十七条に遵って、「公務中」だったという理由で、間もなく釈放されました。

轢き逃げ犯の身柄を引き渡された在日米軍側は、この米兵に対して裁判を行わず、減給処分だけとしました。

この事件のみならず、アメリカは「公務中」の事件について、ほぼ裁判を実施していません。

平成十七(二〇〇五)年の調査によれば、昭和六十(一九八五)年から平成十六(二〇〇四)年までの二十年間で、「公務中」の事件が七〇四六件発生していることに対して、軍事裁判を受けたのは一人だけで、懲戒処分を受けたのが三一人のみでした。

多数の事件や事故が起きているにもかかわらず、米兵の犯罪は、懲戒処分のみで済まされ、事実上、犯罪が野放しにされているのが実情です。

私自身、数年前に横須賀の米海軍基地付近で、私の車が黒人の米兵が運転する車に当て逃げされました。私は

彼を追いかけて捕まえ、警察に通報しましたが、日本の警察は日米地位協定によって、彼を取り調べることはできません。そこで、米軍の憲兵隊を呼び、事情聴取をしたところ、その米兵は無免許で車検が切れた車を運転していたところ、私の車にぶつかり、逃げたことが判明しました。

通常ならば、日本の警察はその運転手を無免許と道路交通法違反の現行犯逮捕に至るにもかかわらず、日米地位協定によって、まったく彼を逮捕することは出来ませんでした。

私はこの時、非常に屈辱的で口惜しい思いをしました。敗戦国民を実感させられ、日本がアメリカの占領下に置かれていることを改めて思い知らされました。

平成七(一九九五)年、沖縄県で小学生が黒人の米兵三人に拉致、強姦される「沖縄米兵少女暴行事件」が発生しました。

沖縄県警は少女を暴行した米兵たちの身柄を拘束しようとしたが、在日米軍は第十七条を理由に容疑者たちの引き渡しを拒否しました。このため県警は、犯人の取り調べを行うことができませんでした。

この事件は、沖縄県民の間に燃っていた反基地感情及

び反米感情が一気に爆発し、八万五千人の沖縄県民が集
会に参じて、在日米軍に対して抗議の声を上げました。

これによって、日米地位協定の見直しと、在日米軍基
地の縮小・撤廃要求運動にまで発展する契機となりました。
こうしたことから、日米地位協定の改善が進められ、
容疑者引き渡しなど日本側の要求に対し、アメリカ側は
「好意的考慮」を払うことが定められるようになりました。
しかし、これはあくまでも「改善」であり、「改正」では
ありません。日米地位協定の第二十七条には、次のよう
に明記されています。

「いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもそ
の改正をいつでも要請することができる。その場合には、
両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする」
日米地位協定の締結から半世紀以上が経った今日、日
米地位協定は一度も「改正」されたことがなく、不平等な
ままの状態です。

ところで、新日米安保条約が発効されたこの時期に、
韓国による竹島占領やソ連による色丹島しこたんおよび齒舞諸島はばまい
占領がありました。アメリカが日本の主権だと認めて
いた日本領土への外国の武力支配でしたが、安保条約に
よる米軍の援助はありませんでした。

権利が守られていたのです。

それに領事裁判権がありました。それは、日本にいる
アメリカ人が、日本で犯罪をした場合には、アメリカの
領事が裁くよ、というアメリカ側の権利があつたのです。
つまりアメリカ人が酒に酔って、居酒屋で暴れた拳句むげく
に店をおっ壊し、止めに入った客が怪我を負わされた場
合でも、治外法権があるために、日本の警察はそのアメ
リカ人を逮捕し、取り調べることはできませんでした。
そのアメリカ人は、領事裁判権によってアメリカの領
事が裁くこととなります。

この構造は、日米地位協定と同様のものであり、在日
米軍の存在は、今日の治外法権そのものだと言っても過
言ではありません。

日本が欧米列強諸国と締結した不平等条約が完全に撤
廃されるのは、昭和十二(一九三七)年の永代借地権を完
全に解消する協定が成立したからです。実に七十九年間
もの歳月を必要としたのです。

しかしその後再び、日本は日米安保条約と日米地位協
定という不平等条約の下に置かれることとなりました。

日本の再建と独立は、日米安保条約と日米地位協定の
改正にかかっています。

——不平等条約と戦い続けてきた日本——

日本は幕末の安政五(一八五八)年、アメリカをはじめ
イギリス、フランス、オランダ、ロシアの五カ国をはじ
めとする列強諸国と締結した不平等条約に苦しめられ続
けました。

その不平等条約の内容は、次の三点が挙げられます。

一、外国に領事裁判権を認め、外国人犯罪に日本の法
律や裁判が適用されない、治外法権があつたこと。

二、日本に、輸入品にかかる関税を自由に決める関税
自主権がなく、外国との協定税率にしばられていたこと。

三、無条件かつ片務的な最恵国待遇条約を承認したこと。
その条約改正を巡って、日本の独立を死守するために、
明治二十二(一八八九)年十月十八日、玄洋社の来島恒喜
が大隈重信外相(当時)に爆裂弾を投擲した直後、自刃し
たことなど、不平等条約を撤廃するために生命懸けの戦
いをしてきました。

その不平等条約によって治外法権というものがありま
した。例えば日本にいるアメリカ人は、日本の法律では
裁かれずに、アメリカの法律で裁くというアメリカ側の

『日本国憲法』の改正は必ず、日米安保条約と日米地位
協定の改正、すなわちその撤廃とセットでなくてはなり
ません。

日米安保体制という鉄鎖てつさを打ち破ることによって、自
主外交権および自主国防権を回復することが、初めて可
能となるのです。日本は自主外交権と自主国防権を得て、
初めてアメリカと対等な友好関係を築けるのです。

日本がアメリカの追随勢力に甘んじている限りは、ア
メリカと対等な友好関係は有り得ず、そこにある日米関
係は、支配する者と支配される者という従属関係のみで
しかないのです。

アメリカと真なる友好関係を築くためにも、占領基本
法としての『日本国憲法』を破棄して、『大日本帝国憲法』
復原とその改正、それに日米安保条約と日米地位協定を
一刻も早く撤廃する必要があります。



田中 健之 たなか たけゆき

歴史作家、維新運動家。昭和38年11月5日生まれ。福岡市出身。
玄洋社初代社長岡浩太郎の曾孫で、黒龍会を創立した内
田良平の血脈を継承する親族。拓殖大学日本文化研究所近
現代研究センター委員研究員を経て、現在、ロシア学アカデミ
東洋学研究所のモスクワ市立教育大学外国語学部客員研究員。
日露戦争協定局長。2008年に黒龍会再興し合会に就任。
主な著書に『韓国に記される人々』、『昭和維新』、『北朝鮮の終
焉』、『実は日本人が大好きなロシア人』、『横浜中華街』など。田中
公論「正論」、『歴史群像』などの論議誌に多数執筆。